教育の見えざる構図

−愛知の学閥支配の実態−

あいち県民教育研究所
教育への権利部会編

2008年10月

目　　次

はじめに　・・・・・・・１
一　学閥の系譜と日常活動　・・・・・・・２
・愛知教育大学と学閥　・学閥の日常活動
二　学閥による公教育の私物化　・・・・・・・３
・学閥支配の実態　・公教育の私物化　・教員に押し付けられる教育振興会出版物
・学閥に打ち込まれるくさび
三　「口利き」中心の愛知の管理職選考制度　・・・・・・・７
・贈収賄事件で校長・教頭選考制度にメスは入ったが･･･　・県教委も選考制度に手をつけたが、従来の慣行を温存　・学閥の対応　・校長・教頭選考審査結果
・教務・校務主任の経験が教頭の選考審査受審要件
（補論）今、問われる「職場の対立をあおる」という理由で学閥問題追求を避けた運動論－名古屋市職員労働組合の追求事実をつかめず－
四　ある地区における教員人事と学閥　・・・・・・・１４
・学閥優先のための広域人事　・組合も学閥の支配下に　・学閥にしたがわない者は
・学閥優先人事から生まれる不当人事　・人間としての尊厳をかけて
五　教員採用と学閥支配　・・・・・・・１８
・教員採用にみる二重（学閥と思想）の差別構造　・教員採用数にみる学閥優先状況
・採用人事権への学閥介入の実態　・「教職員課長メモ」の果たした役割
・新卒学閥出身者への「期待」
六　教員採用と思想差別　・・・・・・・２１
・愛教大にみる就職（思想）差別の歴史　・就職差別の事例　・教員採用選考試験の公正さを求めた事例　・父母の願いに無頓着な教員組合の姿勢
七　教育を歪め管理教育を支える学閥　・・・・・・・２４
１　市教委・校長会・組合を貫く学閥
・市教委を支配する学閥　・昇任人事と学閥　・校長会と教員組合
２　組合役員選挙を仕切る学閥
・名教組中川支部と「マル秘文書」　・支部役員と選出の「基本方針」　・プラス３名の「準役員」　・「年次」がものをいう閥組織　・前年12月までに「校長先生の内諾を得る」　・中川支部役員それからの10年　・日教組・愛教組の顔と学閥組織
おわりに　・・・・・・・３２

はじめに

愛知県犬山市の教育改革が全国的に注目されだしたのは、2000 年 6 月下旬に小中学校の教員人事を市町村教委が主体的にできるように内申権を「回復」することなどの要望書を県などに提出して以来である。主任を校長が選ぶことができないという実態などを問題提起し地元マスコミも大きく報道した。これ以後、大学教授の教育委員登用や、少人数学級の実施、全国学力テスト不参加など独自の教育施策を打ち出していった。

しかし教員人事の慣行にメスを入れようとした試みは一部教育関係者の大きな反発を招くことになった。同年 7 月 19 日付けの中日新聞は、「犬山の『教員人事復権』険し　市教委課長に嫌がらせ　ハガキで『ワイロ差上げたかね』」と題して、同市教委学校教育課長あてに嫌がらせのはがきが 2 通届いていたことを報じた。愛知教育大学出身の学校教育課長は 46 歳の若さで校長に登用され、いわば愛知県の教育界のエリートコースの先頭を走っていた。将来の県教委の幹部を担うだろうとも目されていた。そのエリートが従来の人事慣行を打ち破る施策にかかわったということで学閥主流派から「裏切り」とみなされたのである。

愛知の小中学校では、全教員数の半分足らずの愛知教育大学(愛教大)の出身者が校長、教頭の 9 割、8 割を占めるという独占状態にある。これを支えてきたのが愛知独自の教員人事システムであり、これを裏で支える「学閥」の存在である。

また愛知は「東の千葉　西の愛知」と呼ばれたように管理主義教育が徹底して行われたことでも有名である。画一的な管理主義教育がなぜ実践できたのか、それを解く鍵の一つが「学閥」の存在である。

「学閥」の存在は多くのものに知られている。しかしその「学閥」が教育現場でどのような働きをしているかは関係者以外には闇の中であった。また「学閥」がどのような影響力を行使しているかは地域によっても異なる。義務教育学校と高校とでも異なる。

本シリーズは、「学閥」が教育現場、とりわけ愛知の小中学校の現場でどのような働きをしているかを解明し、「学閥」の存在がいかに教育をゆがめているかを解明しようとするものである。

あいち県民教育研究所・教育への権利部会は 2000 年 9 月から愛知の学閥問題を教員人事の問題と結びつけて研究を進めてきた。2004 年 4 月には『愛知の教員人事システムー教育改革と学閥問題ー』(あいち民研叢書第 14 号) を刊行した。

教育への権利部会ではそれ以後も資料収集・分析を進め、今回、学閥支配の実態について報告を行う。なお学閥の実態は闇に包まれており、尾張部、三河部といった地域によってもその活動は異なり、その全貌を明らかにすることは非常に困難である。本連載では今までに明らかになった事例をもとに記述する。愛知県内のすべて地域の学閥の活動を網羅するものではない。また対象とする学校も小中学校に限定されることをあらかじめお断りしておく。

一　学閥の系譜と日常活動

◆愛知教育大学と学閥

愛知教育大学の沿革は、同大学のＨＰによれば「明治 6 年設立の愛知県養成学校以来 130 年余の歴史を有し、有為な教員の養成を行ってきた伝統ある愛知第一師範学校、愛知第二師範学校及び愛知青年師範学校を包括し、昭和 24 年 5 月新学制制度の発足に伴い、愛知学芸大学として設置され、昭和 41 年に愛知教育大学に改称した。国立大学法人法施行により平成 16 年 4 月から国立大学法人愛知教育大学となった」とされる。

戦前の第一師範は名古屋にあり、「芳陵会」という同窓会を組織し、第二師範は岡崎にあり「竜城会」という同窓会を組織していた。戦後、愛知学芸大学として統合されても、1970 年まで名古屋分校、岡崎分校として並立し、芳陵会と竜城会は学閥間の抗争を続けてきた。

現在、大学の正式な同窓会として「愛知教育大学同窓会」が存在するが、同会が成立した後も最近まで、愛教大を卒業し三河部の教員になったものは竜城会に、名古屋・尾張部の教員になったものは芳陵会に加入していた。

◆学閥の日常活動

教育への権利部会は偶然、名古屋市内のある学校の学閥の担当者が廃棄した学閥関係の内部資料を入手した。1994 年から 2001 年にかけての会議開催案内および会議の配付資料が中心である。

それを見るといくつかの特徴が浮かびあがってくる。

第一に、芳陵会と愛教大同窓会が一体となって活動していることである。芳陵会と愛教大同窓会の支部長が同一人物であり、芳陵会の「支部役員・委員・評議員・学校世話係」と愛教大の「同窓会支部役員・幹事・代議員等の会」を同時に招集・開催している。

第二に、様々な名簿が作成されていることである。それは役員名簿に始まり、「ご勇退者一覧」、「愛知教育大学同窓会加入者名簿」（学校毎）、「愛教同〇〇支部　会員一覧」（縦軸に卒業年次、横軸に学校名があり、各学校のどのような年齢層に会員がいるかが一瞥できるもの）などである。名簿の作成・管理は学閥が人事計画を立てるうえで必要不可欠なものであり周到に作成されていることがうかがわれる。

第三に、懇親会等で新規採用者に対する組織的な働きかけが行われていることである。人的なつながりを保つことに最大限の配慮が払われている。

第四に、学閥は「財団法人愛知教育会」を組織し、研究団体助成、研究奨励（論文募集・審査・表彰）、教育講演会、会報の発行などを行っている。人事だけではなく

「研修」にも学閥はかかわっている。

助成を受けている研究会は以下の通りである。

・愛知国語教育研究会・愛知社会科教育研究会・愛知数学教育研究会・愛知県科学教育研究会・愛知音楽教育研究会・造形教育学会・愛知家庭科教育研究会・愛知体育研究会・愛知英語教育研究会・愛知生活指導研究会・愛知技術科教育研究会・愛知養護教育研究会（1999 年度）

学閥は、採用過程から退職後まで教員生活のすべての期間にかかわり、さらには職場の親睦から研修にわたるすべての局面で影響力を発揮している。それらが具体的にどのように働いているのか、以下の各章で検討を進めていきたい。

（大橋基博）

二　学閥による公教育の私物化

◆学閥支配の実態

学閥が力を持つのはなぜだろうか。それは現職の時も、退職してからも、学閥に属することによって得られる利権があるからだ。最大の利権は校長になる比率が他の大学出身者より、際立って高いことだ。愛知県教職員労働組合協議会（略称・愛教労）の 1999 年版『検証　愛知の学校』によれば、愛知県では愛教大卒の学閥出身者が小中学校教員総数の 4 割程なのに対して、小中学校の校長の 9 割を占めている。名古屋市の場合、残された 1 割弱の管理職のポストに以前は岐阜大、最近では三重大、中京大学（体育教員）、南山大学（英語教員）の出身者が目立つ。郡市によって若干の違いはあるものの基本的には変わりない。このような学閥優遇に対して、県教育委員会関係者は、「出身大学別の管理職の統計は取っていないし、あったとすれば、愛教大出身者の能力が高いからだ」と言っている。

校長になることを約束された教員と生涯を一般教員で過ごすことになることを「約束」された教員が存在することは教育に何をもたらすのだろう。その実態を見ることで学閥の弊害を浮き彫りにしたい。

学閥に属する者は卒業年次ごとに会を組織して、親睦を図り同属意識を高める。又、専門教科や部門ごとに研究会をつくり、研修に励む。その研究会の指導をするのは学閥の先輩である。最近は学閥むき出しの研究会から、閥外者の加入を認めるようになったが、実質は変わっていない。この研究会の発表の場を通して鍛えられ、役立つかどうか、閥への忠誠心があるかどうかがはかられる。研究会は愛知国語教育研究会などと教科名や生活指導などの部会名をつけている。そしてこの中の見込みのある者が、教員組合の教育研究集会の発表者となったり、研究指定校の中心メンバーとなったりして試される。更には指導員や教科書選定委員などへの道を経て、出世への足掛かりを掴む。これらは学閥に属する校長の承認のもとにおこなわれている。閥外の教員に比べ、研修する機会ははるかに多く、発表して認められる機会も圧倒的に沢山持って

いる。

この中の更に「優秀」と見られた者が、愛知県教員組合（略称・愛教組。日教組加盟、愛知県内の小中学校教員の 9 割以上を組織している）の執行委員、単位組合の役員や愛知教育大学付属小学校、同付属中学校や同付属養護学校の教員になっていく。これらのポストは仕事を通して交じわる範囲も広く、力量が試される機会は格段に多く、正に、将来の出世を約束された地位となっている。

◆公教育の私物化

表向きはこのような状況になっているが、地域によっては実はこの間、校長や地域の教育界の有力者には、毎年、盆暮れのつけとどけを欠かしてはならないと言われている。また、これは宅配業者に頼めばいいというものではなく、校長の自宅に赴き、挨拶した上で、渡すのが礼に適っていると言われている。ここには近代的な労使関係ではなく、彼らがよく使う「校長に仕える」という言葉に端的に示されているように隷属的前近代的な関係が濃厚に存在する。

学閥に属し「優秀」と見られた者は教務主任・教頭・校長として学校を歴任し、最後に歴史の古い伝統校で定年をむかえる。ＯＯ市校長会、尾張校長会、名古屋市校長会、三河校長会、愛知県校長会などの長は全て学閥出身者で占められている。また教育事務所の次長、課長、管理主事、指導主事、教育主事などの教育職の中枢は学閥の独占状態にある。これに対して、閥外出身の者はたとえ校長になれたとしても小規模校であり、しかも 1 校だけの勤務で定年を迎えることが多い。

60 歳で退職した後の差も歴然としている。校長経験者の多くは教育委員会の外郭団体の仕事を役員待遇で過ごす者が多いのに対して、一般教員は仕事があったとしても、放課後の子どもの指導や部活動の指導など学校の補助的な役が回ってくるに過ぎない。

学閥が有力な地位を占めているというより、教育行政、校長会、教員組合が一体となって、愛知の義務教育を牛耳っているとみなす方が妥当ではないだろうか。これら三者を貫くものが学閥である。

この様な実態だから、郡、市あるいは名古屋の区単位で開かれる学閥の同窓会の総会には風邪をひいて学校を休んでいても出席しないと忠誠心を疑われる。総会後の懇親会では、人事を担当する管理主事への献杯が最も盛んであることは言うまでもない。

こうして育成された人が校長となる。当然、親や子どもが置かれている実情は目に入りにくい。教員が本来持っている権限や役割などを理解し難い。さらに教育は直接国民に責任を負って行われるべきものだという認識に欠ける。学閥という私的な組織が小中学校という公教育を人事面で支配する。一般教員の時は「校長に仕え」、逆に校長になれば「仕えてもらう」存在になったと錯覚する。

現職時の校長の地位が、退職後の天下り先の地位に反映する。従って伝統校の校長になり、校長会の中で高い地位を占めることが、校長達の主要な関心事となる。教育困難校は極力避けなければならない。問題のある学校に赴任するのは閥外の校長か新

任の校長の役目である。校長会の中に退職後の天下り先を斡旋する係りがある。一例をあげると、「㊙　平成 17 年度　退職予定校長再就職状況　平成 18 年 4 月調」という文書がある。これを見ると、退職者 57 名中、自宅という 5 名を除き、52 名の再就職先が決定している。

生涯を一般教員で過ごすのと、40 代で管理職になり、複数の学校を校長として歴任する者とでは、どのくらい賃金や手当てで差が出てくるのだろう。愛教労の先の調査が一つの回答を出している。48 歳で教頭、53 歳で校長になった者と定年まで一般教員で過ごした者の格差は賃金･手当て・ボーナス・退職金を含めて 2500 万円と算出している。最近、一般教員は 55 歳からは昇給の幅が狭くなるが、管理職は別の給与体系になっているので、この差はもっと大きくなっていくと予想される。さらに退職後の賃金格差を加えればその違いは膨大なものとなろう。なお、愛知県の管理職手当は全国最高である。

学閥の存在は、閥外の教員には学校で何をやっても認められない、何を言っても変わらないと無気力を植え付ける。反対に学閥に属する者は最低でも教頭になれるし、普通に行けば校長は間違いない、道を「間違えない」ようにしようと保身が第一となる。そして全体として愛知の義務教育界を無気力化させている。学閥に属する校長が校外研修での飲酒事件や金銭をめぐる不祥事をおこし新聞沙汰になっても何もなかったかのように栄転していく。学閥に属し、学閥に逆らわないように過ごすことが教員としての経済的利益が最大になることにつながる。

◆教員に押し付けられる教育振興会出版物

学閥が装いを換え、表舞台で活動しているのが、教育振興会である。尾張では、愛知県教育振興会（略称・県振）、三河では愛知教育文化振興会（略称・文振）という財団法人である。県振は、役員である理事は現職の校長がなり、常務理事は退職した尾張、名古屋、三河の校長会長が就任している。学校で使用する副教材、補助教材や帳簿類を編集・販売している。

2005 年度、県振の発行する小中学校やＰＴＡ向けの刊行物は次のようになっている。

月刊誌　「子とともに　ゆうゆう」

定期刊行物　「[小学校] 道徳　明るい心」、「[中学校] 道徳　明るい人生」、「小学校　理科観察と実験」、「中学校　理科観察と実験」、「小学校健康手帳」、「中学校健康手帳」、「ことばのひろば」、「はばたく中学生―心とからだー」

年刊物ほか　「公立高校ガイドブック」、「愛知県教育関係職員録」、「〔教育愛知〕愛知県教育研究論文集」、「2006 教職員手帳」、「諸帳簿」（約 150 種）、「小中卒業証書」、「小中修学旅行のしおり」、「教員研修の手びき」、「幼小中県立、家庭科の手びき」、「Ｌｉｂｒａｒｙ　Ｎｏｗ（図書館ガイド）」、「標準検査用紙」

月刊紙「子とともに　ゆうゆう」は県の校長会と県と名古屋市のＰＴＡ協議会が編集し、県振が発行しており、全県のＰＴＡが対象になっている。この雑誌の講読取り

まとめ係は多くは教頭である。1 学級 3 冊がノルマと聞いている。ＰＴＡ委員になった人は先ず押し売りの対象者となり、これを逃れることは難しい。学校図書館で購入している所もある。

帳簿類 150 種の主なものは次のようだ。

指導累積簿、週指導案簿、指導要録、成績一覧表、学校日誌、学級日誌、給食実施簿、出席簿、養護執務記録簿、児童・生徒健康診断票、学級会計簿等。

これらの編集の仕事は教員が勤務時間中に「出張」で行くか、あるいは「学事用務」と称して学校を出る。販売は学校の中の振興会担当の教員が注文をとりまとめる。担当者が校務分掌で決まっていないときは、教頭の仕事になっている。文振も同じようなやり方を取っており、この本部は岡崎市の愛知教育大学同窓会館の中にあり、事態の本質をもっともよく示している。

愛教労の『検証　愛知の学校』は両者の振興会の問題点として次の 3 点を挙げている。

第一に、「教育振興会」という特定の団体の出版物を、副教材として採択するかどうか学年で話し合っていないのに、「例年通り」として押し付けている。

第二に、次年度の教材なのに 11 月頃に現物を見せないで採択を求めてくる。新年度の 4 月に他の教材と比較して検討できない。

第三に、学年で検討して採択した他の業者の副教材は、ほとんど父母負担になっている。しかし、両者の教育振興会の出版物は、公費で支払われているものが多い。学校で使用するいろいろな帳簿類や用紙もほとんど独占的に納め、公費の負担になっている。

このように振興会の出版物に関しては採択をめぐって自由な競争がなく事実上強制的に押しつけられている。その結果、不要な教材を購入させられ、一度も使わずに終わったという教材も少なくない。道徳の副教材の「明るい心」「明るい人生」の採択率はほぼ 100 %である。副教材を選択するという教員の職務上の自由、専門性は否定され、押しつけ教材で画一的な指導をすることが求められる。校長自身も、振興会の出版物の採用を拒否することは難しい。

こういう現状について、新聞がその不当性を取上げた例がある。

「副読本は学級や学年で、どれを使うかを決めるのですが、道徳の『明るい心』（小学校）、『明るい人生』（中学校）、小学校国語の『作文のひろば』（現在のことばのひろば）などはほとんどの学校で、全児童に配布するように名古屋市の予算で購入しています。（学校事務職員から）」

「岡崎市に本部がある愛知教育文化振興会は、職員のほとんどが退職校長。各郡市の事業部長には校長があたっていますが、その出版物の多くは市費で買われたり、学校で画一的、統制的に購入されています。税金の無駄使いのチエックと情報公開が不可欠です。」

（中日新聞　1997 年 6 月 8 日）

「校長の独断で副読本採用」取り消し求め教諭提訴　　春日井

校長が職員会議で決めた手続きを無視し、独断で道徳副読本を採用したのは裁量権

の逸脱として、愛知県春日井市立藤山台中学校教諭、K（54）が 13 日、校長と春日井市に採用取消などを求めて名古屋地裁に提訴した。校長が採用したのは愛知県教育振興会発行の副読本で、同県内の 8 割の小中学校が採用している」

（毎日新聞　2004 年 10 月 14 日）

県振、文振とも編集費、旅費などが関係者に支払われる。更に利益は教育振興費として教育団体に配分され、これがまた組織強化に役立つ。

多くの教員は自分が使う副教材を知らないうちに決められ、訳の判らぬうちに教育振興会の出版物を使う。だんだん事情が判って、正論を言っても、無視されるか、けむたがられる。余分なことに口を挟んではならぬという保身術を身につけなければギクシャクした日を送ることになる。教師としての本質的な教材採択権を奪われていることに目をつぶることによって安穏な教師生活が成り立つ。

◆学閥に打ち込まれるくさび

この様な状態をよしとしない流れが少しずつ生れた。一つは愛教組以外の組合が存在するようになったことである。1993 年 12 月に愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)が発足した。学閥の占拠状態にある管理職の状態を批判したり、教育振興会の出版物に対して県教育委員会と交渉したりしており、愛教労は学閥には好ましからざる存在となっている。

また地方財政の悪化は副読本の公費負担を困難にさせ、この愛教労の指摘もあり、採用率を低下させている。名古屋市では、道徳の副読本を 1 クラス人数分だけ学校で保管し、必要な時にそれを使う様にしている学校も多くなった。そして 3、4 年に 1 回ある改訂の時に買い換えるようにしている。作文の副教材の採択をやめる市町村が出てきている。さらに子どもの数が順次減少するにつれ、振興会出版物の収入も減少の一途をたどっている。1991 年には 8 億 3500 万円あった愛知県教育振興会の総収入は 2005 年には 6 億 1300 万円に減少している。このため振興会出版物の採用を求める圧力がさらに高まることも危惧されている。

このように学閥は単なる親睦団体でなく、経済的利益や人事面での優遇などの利権を追求する団体でもある。不公正な人事、教職員の自由で創造的な教育活動を妨げることなど、学閥は公教育が県民の期待に応えるものになることを妨げている。

（半谷弘男）

三　「口利き」中心の愛知の管理職選考制度

◆贈収賄事件で校長・教頭選考制度にメスは入ったが・・・・・

全国各地で教員の昇任人事をめぐって真偽のほどはともかく贈収賄のうわさが流れ

ている。かつて愛知のある地区では、「教頭になるためには田んぼ 1 枚、校長になるためには 2 枚」とか、別の地区では「教頭はカローラ 1 台、校長はクラウン 1 台」といった裏話が流布していた。それを裏付けるかのように 1989 年、一宮市の花木教育長(当時)が、昇任人事をめぐる収賄疑惑で辞職する事件が発生した。これを契機に愛知県教委は公正・透明な管理職選考システムの確立を迫られたが、改革がなされたのだろうか。

花木教育長事件の概要を当時の記事を元に紹介しよう。

「小切手疑惑広がる　一宮市教育長　盆と暮れに 2、3 万円

一宮市の花木蔦雄教育長(81)が、校長昇進人事に絡んで同市内の小学校長Ａ氏（59）の家族から小切手を受け取っていた問題で 13 日、Ａ氏とは別の同市の元中学校長Ｂ氏（62）が、約 10 年間にわたり盆、暮れの年 2 回ずつ額面 2、3 万円の小切手を贈り続けていたとの新たな疑惑が浮上した。花木教育長はＡ氏からの小切手は「全額返した」としているが、Ｂ氏は「私の分は大部分受け取ってもらった。一宮の教育界では人事で世話になる教育長に贈答品を贈ることは半ば慣例化しており、部下にも商品券を贈ることを勧めた」と証言している。Ｂ氏の当時の部下で現在教頭クラスや、現役の中学校長で、花木教育長に商品券を贈ったことを認める人もおり、波紋はさらに広がりそうだ。(略)

小切手にした理由についてＢ氏は「校長や教頭への昇進の選考に当たって、教育長に気に入られていると、多少どうかなと思われる人物でも昇進時期が早くなっていた。もちろん、日ごろの感謝を表す気持ちもあったが」などと説明している。

Ｂ氏は花木教育長の片腕と呼ばれた時期もあり、校長などへの昇進の人選を補佐する立場にもあった。同氏によると、例えば新校長を 4 人選ぶ場合、Ｂ氏は、「まだ早いが教育長に気に入られている」とみられる人物を含めて 8 ～ 10 人の候補者リストを花木教育長に提出していた。花木教育長は、意中の人物がリストに入っていないと、「これではだめだ」とリストの作り直しを命じたこともある、という。

Ｂ氏は、教頭や教務・校務主任のなかで、経歴の割に昇進が遅れていたり、目をかけたりしている教師には、教育長の家に盆、暮れのあいさつに行くように言っており、その際、教頭なら 2 万円、主任 1 万円程度の商品券を同封するように勧めたともいう。

勧められて、商品券持参で教育長宅を訪問したという現職の中学校教頭（56）は「商品券は 1 万円程度。好ましいこととは思えないが、私だけやめると人事に影響があるかもしれないので続けていた」と話している。」

朝日新聞(1989 年 6 月 14 日付)

この事件は、議会や県教委から事情聴取され、マスコミも厳しく追及した。花木氏は、発言を二転三転させながらも辞任を拒否し続けたが、やがて体調不良を理由に所在不明となり逃げ回った。ついに警察が捜査に乗り出すような動きもあり、文書で辞任を表明。そのまま姿を見せず、事件はうやむやの内に終わった。

この事件によって明らかになったことは、校長・教頭の昇進が金銭授受によって決

まり、教育長が昇任に絡んで小切手を受け取ったり、校長・教頭・教務・校務主任から中元・歳暮の贈られることが常態化していたということである。

隣の小牧市でも同じような教育長の黒い噂が押さえ切れなくなり、任期途中で交代させられた。小牧市も教育長は、学閥に所属する者に限られていたが、この交代では、教育界と無縁・清廉さで定評のあったＮ氏を教育長に据えた。Ｎ氏は、「愛教大出身者だけが有能というわけでもないのに、校長はどうしてこうも愛教大出身者ばかりなのだ」と語ったという。

愛教組傘下の小牧市教員組合から分離・独立して結成された小牧市教職員労働組合が校長会との話し合いで学閥人事の改善を申し入れた席で当時の校長会長は、「愛教大出身者を優先しているわけでない。愛教大出身者が優秀な結果、こうなっている」と豪語した。しかし、その後、25 校すべてが愛教大出身者でしめられるということもあった校長ポストのうち、一、二は学閥外に割り振られるようになった。

◆県教委も選考制度に手をつけたが、従来の慣行を温存

この他にも、この年は校長万引き事件、ＰＴＡ会費流用事件、テスト業者からのリベート問題など校長がらみの不祥事が続き、愛知県教委は文部省から「綱紀粛正」を求める異例の口頭注意を受けるに至り、県教委は、一定の改善を行わざるを得なくなった。「お中元・お歳暮追放」啓発運動に始まり、90 年度の異動方針には「公正なる審査」「高い識見」を加えた。さらに「公平・公正を確保するため、客観的資料の収集を目的として」（審査要項の趣旨）、94 年に校長・教頭の「任用候補者選考審査要項」を策定した。しかし、この要項は「周知徹底」されず、「いつ、どこで、どのような形で行われるか」は、校長から声のかかった（学閥の傘に入った）者にのみ、耳打ちされるという実体に変りはなかった。当時、ある校長は、「今までやってきたことと何も変わっとらん」と自嘲気味に語った。

花木事件のほとぼりが冷めるや、98 年には、校長の論文審査を廃止し、「推薦（各種書類）」と「面接」だけになり、管理職任用は前よりも「口利き体制」が強化された。廃止の理由について、県教委は、「教頭選考審査に合格した人であるから、あらためて論文を書いてもらう必要はない」と説明している。しかしそれまでの「校長試験」では、力量不足で論文審査に合格できない受審者が少なくなかったことが、聞き取りで明らかになっている。この改訂は一般教員には、知らされず、情報公開で初めて明らかとなった。

県教委より出された各種通知文書をもとに校長・教頭の選考過程をまとめたものが表１である。

表１　愛知県における校長・教頭の選考過程

校　長　選　考　審　査	教　頭　選　考　審　査
日　　程	日　　程
４月 校長選考審査委員等の推薦依頼 校長選考委員の内訳 面接審査委員：校長会・県教委 面接補助委員：県教委 実績書委員　：県教委 **＊通達文に「審査委員には『一般大学』出身者も含むよう留意」と断り書きが付く**	**４月 教頭選考審査委員等の推薦依頼** 教頭選考委員の内訳 面接委員：校長会・県教委・市教委 筆記委員：校長会 推薦書・教職実績書委員：県教委
５月　県教委より尾張・三河等各教育事務所を通じ地教委・校長等へ校長選考審査の通知。	**５月**　県教委より尾張・三河等各教育事務所を通じ地教委・校長等へ教頭選考審の通知。
６月 校長受審者報告書 推薦書・教職実績書、前年の勤務評定 提出締め切り	**７月** 任用候補者報告書、推薦書・教職績書、業績書類(本人自筆)提出締め切
８月　審査会 筆記審査の問題　**(平成７年度)** 「学校教育に、人間としての生き方、あり方に対する教育の推進が求められています。あなたは校長としてこのことをどのように考えどのように進めていくのか具体的に述べなさい。」 面接審査の方法 ３人一組で、20 分間「**集団個人面接** 質問事項の観点 ア 教職実績書　イ 総括(質問の分野を限定せず、広い立場から総合的に　ウ 管理職としての抱負　エ 教育観　オ 教育法規 評定段階 ５段階絶対評価（A・B・C・D・E） 絶対評価であるが目安として、A(30 %) B(40 %)　C～E(30 %) ＊ DとEは特記事項を記す **＊ 打ち合わせ要綱・事項は全て(秘)とする。** **12 月中旬**　選考の結果(合格者・不合格者)を地教委・校長に通知 **翌年の１月中旬**　校長より本人に通知	**10 月**　審査会 筆記審査の問題　**(平成 12 年度)** 「今、学校教育が抱えている重大な教育問題は何だと考えていますか。その重大な教育問題を解決するために、教頭として、どのように取り組みますか。」 面接審査の方法 15 分間の**個人面接** 質問事項の観点 ア 教育観・教師観　イ 管理者としての素養　ウ 学習指導及び生徒指導 評価および評定の方法 各評価の視点は 10 点法、30 点満点 A(特に優秀)26 点以上 B(優秀)21 ～ 25 点 C(普通)17 ～ 20 点 D(やや劣る)13 ～ 16 点 E(劣る)12 点以下 **打ち合わせ要綱・事項は全て(秘)とする。** **２月下旬**　審査結果の通知（合格者にみ伝えられる） **３月人事異動内示日** 校長より本人に通知

（この表は、県教委より出された各種通知文書を元にまとめたものである。）

面接の質問項目・打ち合わせ内容は秘密とされ、教頭選考審査のみ、ある受審者の好意で聞き取り調査が可能となった。校長については全く分からない。学閥が主体となって開かれる受審者に対する講座では、予想される質問について講義があると言われているが、真偽は不明である。次に示すのは聞き取り調査で明らかになった教頭面接の質問項目である。

教頭面接質問項目　（聞き取り調査）

受験番号、学校名、氏名を言ってください。

1　あなたの長所と短所を言ってください。
2　職員会議によく遅れる先生に対してどのように指導しますか。
3　ＰＴＡ活動を活発にするにはどうしたらいいですか。
4　部活動を熱心にやってみえたようですが、指導にあたっていつも気をつけていたことは何ですか。
5　最近読んだ本の書名と著者名、内容を簡単に言ってください。
6　あなたの学校の職員数、男女数、平均年齢を言ってください。
7　長年、主任をやっているが、どのようなことに気をつけてやっていますか。
8　教頭になったら、提出物を出さない教師に厳しい態度で指示できますか。
9　あなたが教頭になった場合、学校を活性化するためにはどんなことが大切だと思いますか。
10　学校で給食の直前に、震度 6 の地震が起きました。あなたは教頭としてどのように行動しますか。
11　愛知県の教育重点目標を言ってください。

◆学閥の対応

管理職選考対策として学閥がとっている対応の主なものを紹介する。

1　選考審査委員の 9 割を学閥で占める

校長・教頭選考審査委員推薦では、学閥出身者ばかりにならないようにするために、県教委はわざわざ、「一般大学出身者が入るように」と留意事項を書いていた。愛教大以外を一般大学と呼ぶことは愛教大を特別に扱っていることを認めていることにほかならない。それにもかかわらず、学閥がほぼ 9 割を占めている（表 2 参照）。この資料は、公文書化されていなかったが、情報公開請求を行ったところ担当者が調査し提供してくれたものである。

表２　「校長選考審査委員」出身大学（名古屋市は政令都市のため別扱い、以下同じ）

年度	学閥出身者数	率	他大学出身者数	率	合計
98	56	88.9 %	7	11.1 %	63
99	56	88.9 %	7	11.1 %	63
00	55	87.3 %	8	12.7 %	63

教頭選考委員も、わずかの差であるがさらに学閥が多数を占めている。

しかし、2001 年度以降の資料を請求したところ担当者が替わっており、提供を拒否された。学閥支配が明白になるため、闇に葬ったものと考えざるを得ない。

２　推薦者の調整

通知の出る前に校長会の主要なメンバー（学閥組織）で推薦者を調整する。

３　学閥組織による傾向と対策講座

受審者は、各市町ごとに、論文の書き方など「傾向と対策」の補習を受ける。審査委員経験者が、学閥組織が行う管理職審査対策講座の講師を務めると言われ、いっそう公正さが損なわれている。

４　市町村教委をうごかし受審者激励会開かせる

教育委員会は受審者を集め激励会を開くこともある。教育長や指導主事のポストを学閥で握っているのでこのようなこともできるのである。

◆校長・教頭選考審査結果

表 3 は、校長の選考審査結果である。尾張部・三河部では 98 年度から論文選考が無くなり、合否の決定が客観的資料によるものではなく面接という、より恣意的判断が紛れ込む制度となった。そのためか合格しやすくなったはずの 98 年度から逆に合格率が下がり、5 ～ 6 割に落ちている。教頭選考の審査結果の表は省略するが、合格率は校長より低く 4 割台である。そしてすぐ教頭に任用されるのも 4 割台である。合格率低下の要因としては、校長・教頭のポストの空きが少なくなり、合格しても任用されるのは 3 分の 1 という「需要と供給」のバランス？くずれが考えられる。選考審査過程の非客観性がこのような調整を可能にしている。

（名古屋市は、推薦者数を絞り込んでいるのか有資格者名簿に載れば、長く待機させられることは少ない。）

表３　校長選考審査結果

受審年度	受審者数	合格者数	合格率	合格年度にすぐ昇進
97	251	191	76 %	89 人（47 %）
98	241	128	53 %	46 人（36 %）
99	278	158	57 %	53 人（34 %）

◆教務・校務主任の経験が教頭の選考審査受審要件

教頭の選考にあたって他府県との大きな違いは、教務主任・校務主任を経験していないと受審出来ないことである。通常校務主任は、教務主任の前段ポストであり、30歳代からこのポスト争いが始まる。多くの県では、「校務士」というのはいわゆる「用務員」を指す。しかし愛知では、校長・教頭と同じように一般教員と対面する席に座り、「四役」と言われて管理職扱いである。学閥外の教員もふくめて何歳でこの四役入りをするかが管理職への道のポイントである。こうして若いうちから子どもに目を向けず、最初に紹介した花木事件のようなダーティーな世界に巻き込まれていくのである。

（補論）今、問われる「職場の対立をあおる」という理由で学閥問題追及を避けた運動論－名古屋市職員労働組合の追求事実をつかめず－

2008 年春、大分県の教育採用汚職事件が大きな問題となった。全国でも同様の事例があるのではないかとうわさされている。名古屋市でも教員採用をめぐりその公正さが問われる事件が発生していた。

1979 年、当時の名古屋市教委の課長（個人）が作成したとされるメモを名古屋市職員労働組合が入手した（５章参照）。そのメモには、教員採用受験者の一覧の横に、名古屋市議・県議・文部大臣や首相を務めた国会議員の名があり、合否を示す○や×が書き込まれていた。同労組教委支部長の T 氏らが、「コネで入学させるための備忘録ではないか」と追求した。教職員課長は、「議員から頼まれてほんの 30 分早めに伝えるだけだ」と釈明し、「疑われるようなやり方は改める」と約束した。しかし、文書化することには頑として応じなかった。大分汚職事件が発覚したとき、県や市は、当初「そのようなことはない」という態度であったが、厳しい追及の中でコネ・口利きを疑わせるような「事前通知」を行っていたことを認めざるを得なくなった。

松原名古屋市長は、「何となく分かっていた。やめさせなかったのは、ざんきにたえない」と一応謝罪の言葉を述べたが、松原市自身は、愛教大出身であり、教職員課管理主事・課長という中心部にいた。「何となく分かっていた」など人ごとのように言える立場ではない。

このころ教員の中でも、愛知の管理主義教育、学閥による不公正な人事を改めようという運動があった。しかし、「学閥問題を取り上げることは職場の中に分裂・対立を持ち込むことになる、それよりも教職員の要求実現のための団結強化が重要だ」という主張が強く、教職員組合の役員選挙等でも愛知の管理主義教育の根幹である「学閥問題」は論点とされなかった。したがって名古屋市職労のこの追求の動きもつかまれなかった。

しかし、愛知地区や小牧市では、学閥支配に反発する若い教師たちの力で、「当局推薦」の候補者を破って、愛知の管理主義教育を変えようという人たちが、青年部長や婦人部長に選ばれるという状況が生まれた。その後、この事態に危機感をいだいた

当局側は、すさまじい締め付けを全教員にかけ、組合役員選挙の時期になると学校は異様な緊張感・対立に包まれた。しかし、こういう事態を避けようと、「学閥問題」を長い間、愛知の教育の民主化の論点にしなかったことは正しかったのかどうか、検討されるべきではないだろうか。

（山田隆幸）

四　ある地区における教員人事と学閥

愛知県の公立小中学校の教員は概ね郡市を単位とする組合に組織されている。愛知県教員組合（愛教組）はその単位組合の連合体である。ここでは、私がかつて所属していた２市２町で単位組合を組織している地域を例に挙げて、人事政策の実態を報告する。

◆学閥優先のための広域人事

1967年、私は愛知教育大学を卒業し、中学校教員になった。教員になって何年も経たないとき、「同期の大学卒業者でも地域によって出世の年齢に差がある。この地域は出世が早く、他の地域から不公平だと言われているので、広域人事異動方針が出された」と聞かされた。その頃はまだ自分の人事に関係なかったし、「出世」のことなど眼中になかったので関心はなかったが、後になってその意味がよく分かった。愛知県の人事異動方針は「広域的な視野に立って行う」とし、「広域にわたる人事は、中堅職員を主として、積極的に異動を推進する」としている。ここで言う「中堅職員」とは、教務主任や校務主任を指している。

愛知県においては教務主任、校務主任になることは、管理職登用の資格を得る実質的な昇任であり、この二つの主任は形式的には校長が任命するが、実質的には教務主任、校務主任として人事異動が行われるのである。そして校長、教頭とともに教務主任、校務主任をまとめて「四役」と呼ぶ。また職員室の座席の配置もこの４人が全職員に向かう形になる。さらに彼らは担任を持たないし、授業数も少ない。すなわち、この二つの主任は各学校における「中堅職員」として扱われているのである。かつてはかなり狭い地域（例えば郡市単位）で人事異動が行われていたため、その中で学閥所属者の年功序列型昇任人事が行われると、地域による差が出てしまうのである。この学閥内の「出世」時期調整のために広域（教育事務所全域）人事が行われるようになってきた。したがって愛知県における人事異動の基本方針は昇任を優先するものになっている。すなわち学閥支配の愛知では昇任優先と言えば学閥における「出世」優先と同義語である。

◆組合も学閥の支配下に

私は新任から5年経ち異動することになった。校長に「君は５年経ったからそろそろ異動してもらわなくてはならない」と告げられた時、私は「〇〇小か△△小なら異動しても良い」と答えると、校長はすぐに電話をしてそのことを具申した。私が希望した学校は、何人かの教員から「うちの学校へ来て」と要請されていたのである。

私は希望通りに開校して2年目の小学校へ異動した。その学校では教務主任が管理職のように威張り散らし、「明日は校庭整備をするので７時半に来てください」等と違法な時間外サービス労働を強要していた。多くの教職員はこの横暴に泣いていた。私は４月早々の職場分会長選挙に立候補した。対立候補者はいなかったはずが、翌日になって突然一人が「私も立候補します」と手を上げた。辛うじて１票差で私が当選した。後日、対立候補になった彼は「教務主任に『立候補しろ』と言われて、やむを得なかった。本当は僕も彼は好きじゃないけどね」と言い訳をしていた。

それから、施行されて間もない「愛知県勤務時間条例」について３回ほど職場学習会を持ち、今までのような時間外勤務は全て違法であることを確認した。その学習会には校長にも参加してもらい、組合員でもある教務主任にも一つ一つ「いいですか」と念を押した。こうして、職場の労働環境は飛躍的に改善された。１年経って、私は単位組合の青年部長に立候補することを表明すると、職場の７割を占める青年部員は全員私の立候補を支持した。ところが翌日、半数の人が「もう、支持できない」と言い始め、泣き出す人も出る始末であった。学閥の中心人物である教務主任に一晩で切り崩されたのである。組合幹部は教務主任、校務主任クラスの学閥によって占められ、その組合幹部が次期管理職になる。それに逆らえば職場で嫌がらせを受けるかもしれない。その恐れがあるので学閥の権威という衣を着た教務主任に逆らえないのである。私は単組始まって以来の「対立候補」として当選したが、その翌年から当選はおろか年々票を減らしていった。それ以後も同僚たちは「組合（＝学閥）にたてつく者は徹底的にたたく」と脅され、「学閥批判派」は「組合にたてつく者」であるので組合から排除するという前近代的手法がまかり通っていた。

◆学閥にしたがわない者は

愛知県の公立小中学校の教員の組合である愛教組は教員のほぼ100パーセントを組織しており、その役員ポストは出世コースであり、学閥による教員支配は組合を通して行われている場合が多い。組合幹部の候補者は校長会の了承を得て決められているという。であるから、管理職や教委等による組合介入よりも「学閥批判派」の存在を問題にする教員組合は、本来の組合としての機能をほとんど果たし得ない。しかし、教員管理組織としては実に強力である。いくつかの例をあげてみよう。

① 若い女性教員が「学閥批判派」といわれる教員と話をしていたところ、それを目撃した「我こそが学閥を支えている」と自負している教員に呼び出され、「何を話していたか」、「今後彼と話したり彼を支持したりしたらどんな目に遭うか分かっているのか」とさんざん脅かされた。しかも午後9時という常識ではかんがえられない時間に、自宅から呼び出されたのである。

② 勤務が終了した後、時々何人かの教員が喫茶店に集まってお茶を飲みながら、今日の出来事や子どものことなどを話し合っていた。その中には「学閥批判派」といわれる教員も何人か入っていた。ある日、遅れてきた教員が、その喫茶店を見張っている教員を発見した。学閥に忠誠を尽くす教員であった。こうしたスパイまがいのことまでやって、その中の一人一人に圧力をかけていたのである。
③ ある日、私のところにＰＴＡの役員である１人の母親から電話がかかってきた。その母親は「ある先生から、早川先生を学校から追い出す運動を、署名でも何でもいいからやってほしい、と頼まれました。どうしたらいいか分からず、思い余って電話しました」と言う。私は「ご迷惑をかけて申し訳ありません。教員同士の考え方の違いがあって、よく話し合わなければならないけれど、それができなくてそんなことを頼んだのではないでしょうか。どんなことがあっても私は構いませんから、気にしないで下さい」と答えた。結局その母親は何もしなかった。
④ 組合（＝学閥）に従わない者は色々な嫌がらせや差別をされるが、最大の差別は昇任などの人事である。ある時、私が管理職とそのことについて話していた。「私を管理職に推薦してくれないか」と冗談めかして言うと、「出世できない道を自分で選んだのだから仕方がないでしょう」とその管理職は答えた。つまり愛教組（＝学閥）を批判することは管理職になる道を閉ざすことになるのは当然であると考えているのである。対立候補になることはもちろん、組合を批判したり対立候補を支持したりすることは、差別されて当然とする考えである。言い換えれば、出世したかったら学閥に忠誠を尽くさなければならない、ということである。

私たち「学閥批判派」は毎年組合役員選挙に立候補して、組合の民主化を訴えてきた。その過程で、選挙ビラを何枚も出すと「選挙ビラは１枚だけ」、分会訪問をすると「分会訪問禁止、その代わり立会演説会を開く」、政党に政治資金を出すのを拒否すると「組合費の一部でも滞納する者は被選挙権剥奪」等批判派の選挙活動を次々と規制するために毎年のように規約を改正した。訴えは多くの組合員に届かず、人事闘争など要求も取り上げられなかった。教職員の権利を守るにはこの組合ではどうにもならないと、1991年、私のいる地区で新しい組合「地区教職員労働組合（地区教労）」を結成し、全県においても愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）を結成していくことになる。

◆学閥優先人事から生まれる不当人事

人事異動は県教委がその方針に掲げている通り、「学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため」を基本にして行うものであろう。しかし実際は違っている。一般教員は、ひどいところでは自分の人事異動希望が出せない、あるいは出したとしても考慮されるかどうか分からない。しかも、人事異動の結果は希望の有無に関わらず３月下旬に校長から言い渡されるまで闇の中である。つまり、異動希望を出していなくても、あるいは事前に「異動がある」と言われていなくても、「異動」を言い渡されることがある。しかも「自分の人事異動は新聞発表があるまで他言する

な」と固く口止めされる。こうして、管理職や「中堅教員」（教務主任、校務主任）を優先して人事異動を行った結果、空席のできた学校へ機械的に異動させた中年教員を「君は中堅教員」とおだて上げ、長距離通勤になっても文句を言わせないような事態が起きている。勿論、異議を唱えれば差別や嫌がらせが待っている。こうした人事異動は「教育意欲の高揚」に反することも数多くある。

人事異動を労働条件と位置付けて運動をしている教労の組合員には一定の事前打診などが行われるが、それでも希望・納得できる異動にならないことが時々ある。なぜそうなるのか確証はないが、多くの事例を見ていると、そこから見えてくるものがある。一つは先に述べたように「昇任人事」が優先されるために起きることである。もう一つは、教労は少数組合であるが、活動内容は全ての教職員を視野に置いてその生活や権利を守り育てるものであるから、その影響力の広がりを懸念する結果、教労組合員のいない学校へ異動させることがないように、いわゆる組合員同士の「交換人事」を行うのではないか、ということである。

◆人間としての尊厳をかけて

学閥批判勢力である教労の影響力を少しでも抑えようとするため、教労組合員の希望に添わないどころか、長時間通勤など問題になる人事異動が起きてくる。

2001年に起きたのは、健康の異常を抱える教労組合員の希望を無視し、前任校より遠くの隣町の小学校へ異動させた問題である。隣町の小学校から教労組合員が転出した為、その教諭の自宅がどこにあるかとか他に特別な事情はないかなどを考慮しないで、その空席へ機械的に異動させたものであった。その結果、通勤時間が１時間30分を超えてしまうとともに、健康保持に支障が起きてくることになったのである。

前任校地教委、異動先地教委、県教委管理主事などと数次にわたり交渉したが、問題の解決には至らなかった。教諭はやむを得ず異動した。５月下旬、県人事委員会へ不服申し立てを行うとともに、地教委、県教委管理主事などと何度にもわたって交渉を続けた。その度に教労役員や支援する組合員は年次休暇を取り、交渉に臨んだ。その結果、翌年希望通りの異動を実現することができた。

2002年にも、同じ問題が起きた。教労組合員である中学校英語担当教諭は中学校への異動を希望したにもかかわらず小学校へ異動させられた。やはり「交換」であった。県人事委員会に「措置要求書」を出したが却下された。不服申立をすると共に、県教委に対して抗議行動を行った。愛知県庁前で100時間の座り込みと宣伝活動、教育事務所との交渉、地教委との交渉、校長との交渉等を行った。２年目の夏も愛知県庁前で早朝よりビラ配り、ハンドマイクで宣伝を行いながら10時間の座り込みを行った。11月には地教委に全県から50名の組合員が集まり、地教委教育長と交渉、勤務校の校長と交渉、12月に「当該教諭は英語の力量がないから小学校へ異動させられた」という中傷デマが耳に入り、直ちにその発信源と思われる中学校長に抗議、１月下旬、教育事務所管理主事と交渉。ようやく希望する中学校への異動が内示された。

これらの学閥優先、教労差別の問題ある人事異動を撤回させるため、教労は膨大な

エネルギーを費やさなければならなかった。しかしそれは「教員の身分尊重」という人間としての尊厳をかけたたたかいであった。

今回は、愛知の管理職選考と教員人事が学閥によってどのようにゆがめられているかを検討してきた。教育基本法の改悪を受けて成立した教育三法では、副校長、主幹教諭の設置など学校の管理体制を今以上に強化する内容が盛り込まれている。これらの新たな「職」が必要かどうかという議論と、どのような人がどのような選考を経て任命されるのかという監視を強めていく必要を痛感している。

（早川教示）

五　教員採用と学閥支配

◆教員採用にみる二重（学閥と思想）の差別構造

公立学校教員採用選考試験は毎年度（2007 年度は 47 都道府県・17 政令指定都市で）実施されているが、その採用選考試験がどのような内容なのか、住民に周知されているわけではない。しかし、受験者や市民団体などによる行政情報の公開請求や個人情報の開示請求活動を発端にして、1990 年代後半からは予想もできなかったほど、県市教育委員会が関連情報を公開・開示するようになってきている。愛知県では、選考問題の受験者持ち帰りはもちろんのこと、受験者本人が希望すれば、筆記試験の解答用紙（写）や面接試験の評定・所見欄情報も受理することが可能になっている。

そうした「開かれた採用選考」行政が一定すすんだ県市では受験者の採用選考への信頼が高まってきたことは事実であろう。それでも、教員採用選考が「公正に運用されているのか」という疑問の声は払拭されていないのが全体的な特徴であろう。2006 年度実施試験で教員養成系大学出身者の採用人事担当者が試験問題を事前に漏洩した事件（福岡市）は、その一例であろう。

ここでは、愛知県や名古屋市の教員採用において見られる、教員人事の二重の差別構造（学閥支配と思想差別）をとおして、教育がゆがめられている実態を指摘する。

◆教員採用数にみる学閥優勢状況

愛知県や名古屋市では、教員採用試験受験者や合格者の出身大学別情報を保持していない（公開請求では文書不存在）。それでも、名古屋市教育委員会から情報提供された過去４年間の「採用者数・出身大学別」情報によれば、採用者数において愛知教育大学（以下・愛教大と略記）出身者が多数占めていることは事実である。以下、各年度全体の出身大学別採用者数（上位３位まで掲載　①は愛知教育大学出身者）

2004 年度採用　① 137 人　② 22 人　③ 14 人
2005 年度採用　① 133 人　② 24 人　③ 17 人
2006 年度採用　① 120 人　② 31 人　③ 22 人

2007 年度採用　① 144 人　② 23 人　③ 18 人

2007 年度採用者 418 人の出身大学別人数の上位５位までを列記すると、１位は愛教大の 144 人、２位は中京大の 23 人、３位は岐阜聖徳大の 18 人、４位は名古屋女子大の 17 人、５位は三重大の 13 人である。

受験者数情報が不明なため出身別大学の採用率は算出することはできないが、各年度に採用された総人数に占める愛教大の割合は突出している。新規採用教員として着任してくる３割以上が愛教大出身者である。

2004 年度採用	総採用者	317 人のうち約 43 %
2005 年度採用	同上	373 人のうち約 36 %
2006 年度採用	同上	393 人のうち約 31 %
2007 年度採用	同上	418 人のうち約 34 %

◆採用人事権への学閥介入の実態

公立学校教員採用選考試験を受験する者は、試験を実施する県市教育委員会に本人が直接「願書」を提出するのが一般的である。しかし、愛教大受験者（現学生）については大学が一括して愛知県や名古屋市に「願書」を提出する特別扱いが存在している。そのためか、かつて愛教大受験者の受験番号は受験区分ごとに通番になっており、学閥出身者が容易に特定できる状況にあった。市民団体の指摘で、現在は（原則）その方式をとっていないと教育委員会は説明している。

また、愛知県と名古屋市は独自の教員採用選考試験を実施しているので、受験者は採用希望先（県か市か）を選択して受験することになっている。しかし、かつて愛教大の受験者のみは例外的扱いが適用（黙認）され、受験者（新規学卒予定者に限定）は全員が愛知県を受験するよう指定され、その後、採用先（県か市か）が決まる仕組みになっていた。愛知県と名古屋市がもつ採用人事に学閥の優先措置が存在していたのである。

その実態は、名古屋市職員労働組合教育委員会事務局支部の「1982 年度 職場要求書」にも描かれている。要求書の「教職員課の職場要求」には、冒頭、教職員課組合員の労働条件の改善が教職員人事行政のあり方と密接な関係にあり、永年の要求の一端が実現したことを指摘している。そのなかで、不公正な教員採用人事があったことを告白している。やや長い引用になるが、貴重な記録なので、その部分を全文紹介しておこう。

「３　市教委が教員人事において最も主体制（ママ）を持ち得なかった教員採用選考の二重構造を一本化して、主体制（ママ）を回復した。（従来は、愛教大出身者は県教委の選考を受け＜選考にあたって特権的待遇を受ける＞県から市教員として配当され、その配当されなかった分について市教委が他大学出身者から選考して採用してきた。）

しかしながら、なお過去にあった『教職員課長メモ』事件で表面化した選考そのものに対する疑惑や、選考内容のあり方などで、いく多の問題点が残されています。…」

◆「教職員課長メモ」の果たした役割

ここで記されている「教職員課長メモ」とは、1978 年度実施した名古屋市教員採用選考試験において、公職者が「紹介」した受験者一覧（名簿）のことである。「メモ」の左欄には公職者名（議員、教育長、市役所部課長など）が列記され、その右欄にはその公職者が「紹介」した受験者名・受験番号が記されている。また、各欄には試験後の公職者からの「問い合わせ」に対応するために、市教育委員会は合格・不合格に関する情報（例・クレペリンの判定結果）まで記されている。

作成者が現職の市教育委員会教職員課長であったことから、「教職員課長メモ」と呼ばれているが、課長が単独で作成したとは考えにくい。事実、この問題が発覚したとき、教育委員会は公職者からの「問い合わせ」にこたえなくてはならないため、委員会として作成したことを告白している。

この「メモ」が「問い合わせ」を目的に作成されたとしても、「メモ」に記された情実関係が採用選考上になんらかの影響を与えたのは確かであろう。「紹介者」と受験者の関係は、一般には存在しないのであるから、「紹介者」の意向（採用に関する推薦、受験者情報の提供など）が採用選考上にあったと判断するのが常識的理解であろう。

◆新卒学閥出身者への「期待」

学閥出身者が教員採用で合格し、４月に初任者として赴任校に着任したとき、どのような対応がされているのであろうか。赴任校の学校長が学閥出身者であった場合、新採用教員に対する「期待」は相当なものである。

ある学閥出身者からの聞き取りから、一例を紹介しよう。

Ａさんは、大学の教室同窓会の席上で、つぎの話を近況報告（自慢話）として紹介した。

「着任した小学校には自分以外に２人の新任教員がいたが、校長は特別に僕をひとりだけ応接室に呼んで、

『君は他の新採用教員（他の大学出身）とはもう出発の地点が違うんだよ。それだけ、君のことを見込んでいる。そのことを自覚してほしい。君の教師としての力量に期待している』と言われた。それが嬉しかった。僕はもう教員として認められているんだ…」

驚いたことに、Ａさんの自慢話に同窓会に出席していた新任教員たちの多くが、「俺もそう言われた」「私も同じ」などと体験談を披露したことであった。

学閥出身者のなかには、こうした新任時から教員としての「特別視」や「優越感」を抱いて育っていく者が少なくない。そうした志向が、子どもへの教育にどのような影響を与えるのかは容易に想像がつくであろう。また、こうした見識のなさは、学閥の同調志向を端的に示すものである。

六　教員採用と思想差別

◆愛教大にみる就職（思想）差別の歴史

その一方で、愛教大においても教員採用試験の就職（思想）差別が歴然と行われていたことを、愛教大の『大学史』は克明に記している。例えば、1969 年の大学就職問題特別委員会による教授会への答申には、1966 年から 1968 年の３年間の就職意識調査結果をまとめ、本学学生が採用時の合否に影響を与える要素としてつよく意識しているものが、Ａ内申書因子（健康状態・学業成績・採用試験の面接）とＢ思想・縁故因子（思想傾向・自治会活動・有力者への縁故・デモ参加）であることを明らかにしている。

そして、答申は事実調査の結果として、（１）本学学生自治会経験者は、非経験者に比較して、愛知県公立学校教員採用試験の合格率はきわめて低い。（２）自治会経験者の中では、採用試験合格者と不合格者との間で、在学中の学業成績に関して差は認められない。（３）自治会経験者のうち、愛知県が不合格になり、他府県の教員採用試験を受験した者はすべて合格している。したがって、この事実調査からは、さきの意識調査にみられる思想傾向による合否の差別への疑惑は解くことは不可能である。こうした傾向は、学内全般に漠とした暗い影を投じており、さらに教育界諸方面にも重大な影響を及ぼしかねない危険な側面をはらんでいる、と指摘している。

『大学史』はこのなかで、「このような状況への対策の基本的態度として、従来就職あっせんとか全員就職運動といった見方で就職保留問題をとりあつかってきたことを反省し、就職率の向上ではなく、『真に公平な採用試験が行われる』ことを要求し、『大学における学問研究のあり方と切り離すことなく、大きな視野の中での問題の本質に対処する』こと」として、大学の三つの当面する課題を要望・明示している（課題も示唆的であるが省略する)。

◆就職差別の事例

ここで、就職差別の実態を告発する事例をひとつ紹介しよう。事例は、教育への権利部会が本人から直接聞き取った内容をまとめたものである。

［事例］　自治会活動体験者の談

私は 1968 年、愛知教育大学数学科を卒業し，愛知県の中学校教員になりました。私が卒業する数年前から、学生自治会あるいは寮自治会等の役員に対する就職差別がありました。教員採用試験を受けたものに対して、合格、不合格、保留（通知がこない）の３段階に区分され、不合格と保留は自治会役員等で占められていました。私は大学２年生以来学生自治会役員を続け、４年生の後期は就職不当差別をなくするため

に学名変更前に結成された『愛学大守る会』の事務局長をやっていました。私が愛知県教員採用試験を受けたこの年も役員経験者はほとんど不合格で、私一人が保留になりました。私のゼミの教授は「君が採用されないのはおかしい。県の教育委員会は私の教え子がたくさんいるから掛け合ってくる」と出かけていかれました。その結果、３月１日になって私に『採用通知』がきました。この年、自治会役員経験者で愛知県に採用されたのは私一人で、多くのものは県外（大阪府など）に就職しました。

◆教員採用選考試験の公正さを求めた事例

一般に理解しがたいことだが、愛教大出身者でも正規教員にならなければ、愛教大の同窓会に入れない実態がかつて存在していた。学校職場において、学閥が教員採用選考試験に合格した正規教員のみを対象にして組織されていたからである。不思議なことだが、採用試験に合格しない臨時教員は学閥から除外されていたのである。学校に赴任しても、愛教大出身者なのに、学閥から声がかからないのが一般的であった。臨時教員のＫさんもその一人であった。

Ｋさんは臨時教員として 19 年間、学校職場ではいつも子どもたちや保護者たちに信頼される教師であったが、毎年受験する教員採用選考試験ではいつも不合格であった。

Ｋさんは不合格通知に納得できないまま、働きつづけてきたが、ある学校で管理職から「あなたは試験を受けても受からない」と言われたことがあった。

「なぜ、自分は合格しないのだろうか。学生自治会経験者だったから？　臨時教員でも産休を正当な権利として行使したから？　市民団体の委員として名前を出して臨時教員制度の改善を求めているから？　私の思想信条？」

その疑問はなかなか解けなかった。

「不合格理由を知りたい」と思ったＫさんは愛知県の個人情報保護条例をつかって、教員採用選考試験の結果情報を詳細に求めた。Ｋさんがなぜ選考結果の開示請求や不開示に対する異議申立を行ったのか、その動機を県個人情報保護審議会答申（2003 年 11 月）公表後に行った記者会見から紹介したい。

「私は、これまで 19 回、愛知県教育委員会の教員採用選考試験を受験してきました。ここ 15 年ほどは毎年のように１次試験では合格をしていますが、２次試験の結果はいつも不合格でした。不合格者に対する簡易開示による総合成績ランク（５段階）では、例年Ａという評価がほとんどでしたが、今回実施された『平成 15 年度愛知県公立学校教員採用選考試験』の結果は総合Ｅでした。私はその結果に納得ができず、筆記試験、小論文、クレペリン、口述試験、体力テスト、健康検査書のそれぞれの評定を求めたところ、口述試験を除くほかの試験評定はＡ～Ｃの評価であるのに対し、口述試験だけが最下位のＥでした。この結果について、私は納得がいかなかったため、口述試験のそれぞれの評定を知りたいと思い、今年（2003 年）２月 14 日に本件の開示請求を行いました。［中略］

私の勤務実績と教師としての資質と力量をはかる教員採用選考の評定がこのように

かけ離れている実態は、誰の目から見ても不思議なことです。保護者もそうした疑問をもっています。［以下略］」

選考結果情報（面接所見欄情報）の非開示処分に対する異議申立の最中、2003 年 10 月にＫさんに採用試験の合格通知が届いた。20 回目の試験で初めて手にした通知であった。その翌月の 11 月、県個人情報保護審議会答申が出され、県教育委員会の不開示理由を否認し、口述（面接）試験の所見欄情報の本人開示を教育委員会に求めた。この分野における全国初の開示答申であった。

◆父母の願いに無頓着な教員組合の姿勢

Ｋさんの正規採用を願って、学級の保護者が 2003 年７月、朝日新聞に次のような投書を出している。そこには、臨時教員制度の矛盾と教員採用に対する父母の切実な願いが記されている。

「臨時教員と聞くと、だれしも正規教員になれない人と簡単に考えてしまうのではないだろうか。わたしはとても熱心な臨時教員と巡り会い、親子ともども安心して教育を受けることができた。その先生は子どもに歩み寄って、子どものできることから能力を引き出し、学級の子どもたちのわが子へのイメージを変えてくださった。わが子も『できない自分』から『こんなことができるようになった自分』と自信を付けていった。子どもが日々変わる姿をみることは親にとって何ものにも代え難い喜びである。毎日毎日忙しい合間に子どもの学校での様子を、ノートいっぱいに細かく書き綴ってくださり、親としてはとても助かり、家での学習にも大きな役割を果たした。先生と生徒という一線を越えて、教育者でありながらも親子のように接してくださった事は、子どもにとっては大きな支えであった。臨時教員といえども同じ教壇に立って教えている。なぜこのような先生が採用されないのだろうか。」

（10 月２日付投書欄）

こうした父母の願いに愛知県内の教職員組合はどんな姿勢を見せてきたのだろうか。残念ながら、県内の小中学校教員の大半を組織する愛知県教員組合（愛教組）や名古屋市教員組合（名教組）は愛知県や名古屋市の教育委員会に対して教員採用選考制度の改善を求める状況になっていない。それは、本連載がこれまで指摘してきた学閥と教員組合との親密的関係があるからである。

また、臨時教員制度の改善に関しても、これら教員組合はきわめて消極的な姿勢をとり続けている。全国的に教員の非正規化状況が拡大するなか、臨時教員を組合に迎え入れ、不十分な身分保障と労働条件の改善に取り組む教職員組合がふえてきているが（日本教職員組合もそうした方針を掲げているにもかかわらず）、現時点まで愛教組や名教組は臨時教員の組合員化をまったく打ち出そうとしない。その理由は、臨時教員を組織化すれば、臨時教員の要求を直視しなくてはならず、その改善に向けた姿勢が組合として問われるからであろう。別の理由も考えられる。愛知県内には臨時教員制度の改善を求める運動が市民団体を軸に展開している。組合員化しない理由は、それら運動の影響を組合から排除するためかもしれない。教員採用試験における思想

差別は、組合加入の拒否としても具体化しているところに愛知のもうひとつの特徴がある。

七　教育を歪め管理教育を支える学閥

本章では，名古屋市での事例によって，学閥による教育支配の諸相を紹介し，「管理主義教育」の構造の一端を明らかにしたい。

１　市教委･校長会･組合を貫く学閥

◆市教委を支配する学閥

2001 年 4 月，30 人学級の実施を争点のひとつにして，名古屋市長選挙戦がおこなわれていた。再選をめざす松原武久市長は，全小中学校で 30 人学級実施を主張する対立候補に対して，個人演説会で次のような発言をした。

「愛知教育大の今年の卒業生は 450 人。市の今年の新規採用［教員－筆者補足。以下同］は 174 人なのに，［対立候補は 30 人学級実施に必要な］1600 人をどうやって一度に採るのか。百点満点で「２点」程度の先生を採用しないといけない」

（4 月 13 日付中日新聞夕刊）。

「かなり“しゃびしゃび”な先生を採ることになるんではないのかと思う。30 年間“しゃびしゃび”であっても雇っていくことになる」

（4 月 13 日付「市民自治・名古屋の会」の公開質問状）。

松原市長は，「愛知教育大卒業生以外は２点程度しかとれない“しゃびしゃび”先生」と言っているのに等しい。松原氏は，愛知学芸大（現愛教大）を卒業し名古屋市教員に採用され，学校現場と市教委事務局とを行き来した後に教育長にまで昇進し，1997 年 4 月，教育長退職と同時に市長に立候補し初当選した。先の発言は，人事権を行使した教育長としての学閥優遇採用の「証言」であるだけでなく，学閥優先の昇任・転任人事や学閥を利用した教員管理をも強く推測させるものでもある。

◆昇任人事と学閥

実際，名古屋市教委事務局の指導主事のうち，人事担当の教職員課の管理主事はすべて愛教大学閥で固めている。彼らが行う昇任人事は，学閥優遇人事そのものである。

名古屋では，「手当主任制」導入以前から，教務主任が実質的な「中間管理職」と位置づけられ，教職員課の直轄人事で配置されている。教務主任に任用されることが教頭・校長への昇任の第一歩であり，教務主任候補に推薦されるためには，校長への「絶対服従」が必須条件となる。そして，推薦されれば，例外なく候補者名簿に登載される。教務主任を経ずに管理職に昇任する例は極々稀である。教務主任のこのよう

な位置づけが，名古屋市の教員管理の要である。

近年は，学閥以外の教員(自他ともに「傍系」とよびならわす)でも，比較的若くして教務主任候補にはなりうる(表 1-1)が，実際の任用では傍系に歴然と差がつけられている(表 1-2)。それでも３割弱のポストを傍系に用意することによって，教員管理の実効性を確保している。

教頭・校長でも事情は全く同様である(表 2-1,2-2)。傍系の教頭への任用割合は，教務主任への割合より高くなる(表 1-2,2-1)が，これは，指導主事等の教頭相当ポストに学閥の教員が転出していくためである。したがって，彼らが校長として現場にもどってくると，学閥の校長占有率は教務主任のそれ以上の高率となる(表 1-2,2-2)。小・中・養護(特別支援)学校の全教員に占める愛教大出身者は，1999 年度は 48.5 %，2000 年度は 50.0 %であり，新規採用者に占める愛教大出身者も，1999 年度 51.8 %，2000 年度 55.1 %と，どこからみても 50 %前後である(市議会委員会資料)から，76.1 %の校長占有率が「自然なもの」ではないことは明らかである。

表1-1　新規に名簿登載された教務主任任用候補者の年齢＊分布

年度	年齢	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	計(人)	割合(%)
2003	学閥	7	7	15	24	25	30	37	23	21	17	11	8		２２５	６２.７
	傍系	1		1	2	9	16	27	28	20	8	10	12		１３４	３７.３
2006	学閥	1	3	5	8	21	32	24	35	27	22	14	9	14	２１５	６７.４
	傍系		4	2	15	7	8	3	11	14	14	11	13	2	１０４	３２.６

＊年度内に到達する満年齢

〰〰は，「若手」とそれ以外との境界を示す。「若手」に限定してみると，登載段階でもある学閥と傍系との差は，任用段階では格段に大きくなる。

表1-2　新規に任用された教務主任の年齢＊分布

年度	年齢	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	計(人)	割合(%)
1996	学閥			3		4	6	6	10	11	6	3	5		５４	７１.１
	傍系				1			1	4	2	1	4	5	4	２２	２８.９
2006	学閥			1	2	1	2	5	5	10	9	6	2	2	４５	７１.４
	傍系								2	4	4	5	1	2	１８	２８.６

表2-1　2006年度に新規に名簿登載された管理職任用候補者の年齢＊分布

職名	年齢	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計(人)	割合(%)
教頭	学閥	1	1	4	6	7	9	16	9	12	10	6	1	2	1	1				８６	６６.２
	傍系					2	3	10	6	5	2	7	5	1	1	1	1			４４	３３.８
校長	学閥		1		3	1	1	4	6	3	6	5	6	8	10	13	9	6	1	８３	７５.５
	傍系									1	2	3	1	4	5	6	3	2		２７	２４.５

表2-2　2007年度に新規に任用された管理職の年齢＊分布

職名	年齢	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	計(人)	割合(%)
教頭	学閥			2	1	2	7	4	9	3	6	4	3	8	4					５２	６６.７
	傍系									1	3	3	5	5	4	5				２６	３３.３
校長	学閥							1		4	3	3	2	5	4	5	7	8	9	５１	７６.１
	傍系														2	2	1	2	9	１６	２３.９

なお，「校長任用候補者選考審査方針」は 1976 年度から実施されているものの，「教頭任用候補者選考審査要項」が作成されたのは 20 年後の 1996 年度で，「教務主任候補者の推薦」については規程は何ら存在しない。

異動(転任)人事も学閥は別格扱いである。異動方針決定のはるか以前に実質的に開始されており，方針が現場に連絡されるころには完了している。ルールどおりに異動方針発表後に転任の意向を伝えたところ，「言うのが遅い！」と叱責した校長すらいる。

また，年金満額支給までの生活を保障するための再雇用事業でも，キャリア官僚と比べればミニサイズながら，従来からの「天下り・渡り鳥」の実態が校長会と市教委によって維持されている。

◆校長会と教員組合

こうして，学閥が校長会も支配する。学閥が支配する校長会は教員を支配し，教員組合を支配する。

連合日教組加盟の多くが「労使協調路線」だが，その中でも名教組・愛教組は特異な組合である。いわば，校長会や市教委の“付属組合”である。「校長先生に執行委員をやらないかと言われた」と，当の校長も同席している場で，不当労働行為をそのようなこととは知らずに証言した同僚がいた。

従来は教科研究会(1 章参照)を足場にしての昇任が学閥教員の主流であったが，現在では，支部段階もふくめて組合役員に一度は名を連ねなければ，“研究畑”を歩んできた学閥教員といえどもスムーズな昇任はない。

教員組合は教員管理の組織となり，その腕を買われた組合幹部役員(教務主任を兼ねることが多い)は，退任と同時に教頭や市教委事務局指導主事等に昇任・昇進していく。さらに，1989 年の連合加盟を境に，従来からの尾張部と同様に，組合幹部役員経験校長が校長会幹部ポストにも進出するようになり，校長会と組合の癒着，一体化が進んだ。現在，愛教組の県教研集会は校長会・市町村教育長協議会等と共催している。日教組組織でありながら，組合本部がある施設での日教組教研助言者（永井憲一）の教基法改悪問題講演会への参加呼びかけを平然と無視するのが名教組である。

学閥と校長会による組合コントロールは，名教組中川支部役員人事に関する内部文書が具体的に語っている。

２　組合役員選挙を仕切る学閥
……名古屋市中川区の役員候補選出の「文書」より……

◆名教組中川支部と「マル秘文書」

名古屋市中川区は名古屋市内 16 区でも大きな区である。市の南西部に位置して、庄内川をはさんで小学校 24 校、中学校 11 校、養護学校１校、各学校を単位とした

組合の分会数では 36 分会である。教員組合は市全体として名古屋市教員組合（名教組）としてあり、区段階では支部を構成している。

毎年名教組の本部役員定期選挙が２月に行われるが、同時期に区の支部役員の選出選挙がある。

その中川支部について、「1998 年度　支部役員候補選出について」という一枚の文書がある（以下「文書」)。「マル秘」のマークが付いているからには部内文書であろうが、そこにどのような手順を踏んで支部の役員候補を準備するかということが日程・手順が克明に記されている。それはあまりに露骨な「出身大学」を物差しにした役員の選出であり、組合のあり方としても疑問をもつ内容である。

「文書」の書き手は、表題の次に「名教組　中川支部」とあるから、その年度の中川支部役員会か、内部の担当者なのであろう。Ｂ４用紙１枚に収められた構成は、「日程」「選出に当たっての基本方針」「支部役員候補者名簿」である。

「文書」の作成時期であるが、11 月 7 日から始まっていて、98 年 2 月投開票までを記してあるからこの「文書」は 97 年 11 月上旬の作成と見る。

◆支部役員と選出の「基本方針」

「文書」の中の次年度支部の役員「選出に当たっての基本方針」は支部長以下７役の基準を８項目にわたって規定している。それは至極単純であって、校内分掌の役柄と愛知教育大卒が「基本」である。支部長は前年度副支部長の愛知教育大卒の教務主任としている。副支部長２名は教務主任と校務主任からいずれも愛知教育大卒であり、教務は１年目つまり中川区に転任して２年目になる者としている。校務主任は校務主任で愛教大卒、年齢も６年の幅をもたせてある。引き受け手が少ないのか、「このポストが最も苦労する」と実情を吐露している。会計監査２名のうち、１名は前年度会計、もう１名を「校務主任の中から愛知教育大卒以外で」としているのが注目される。あえて「愛知教育大卒以外」と規定しているのは、このポストだけである。会計監査は通例、年に一度の会計監査をする程度の役柄であるが、対外的には支部役員の一員である。支部のすべてのポストを愛知教育大学卒で独占しているのではないという「言い訳」と読み取る。

会計、青年部長、「教文部長」の欄には「教懇」の文言がところどころ出てくる。「教育懇談会」の略であろうか。会計は「教懇」で活躍している人、青年部長は「青年部教懇によく出席してくれる人がよい」、「教文部長」は「教懇長がなる」としている。この「教懇」が、愛教大出身者たちがつくる「学閥グループ」であろう。いわゆる親睦を主とした同窓会というものではなく、愛教大卒をベースにした小中学校教員世界における「閥組織」である。表向きは同一大学出身者同士として交流や教育の研究・研修を看板にするが、昇任を保証しあう排他的同族的なヒエラルキーを形成した会である。実際、教員世界では教科・領域で研究会は種々あり、他大学出身者も加わっている。それゆえ、他を交えない純粋な「場」を求めることになる。利害関係が生じ、他との優劣を競うことになるのなら、血は水よりも濃しとして、愛教大卒の同族

㊙ 1998年度 支部役員候補選出について

名教組　中川支部

11月7日（金）　第2回支部長・執行委員合同会終了後、98年度支部役員の選出について指示が出る。

11月19日（水）名教組第2回代議員会の折り、教懇長に立候補予定者名簿を提示し、支部長と話し合う。（原案は支部長が作成）

※　選出に当たっての基本方針

(1)　支部長は、前年度副支部長（教務）

(2)　副支部長（教務）は、97年度1年目の教務主任の中から、どうしてもいない場合は、2年目でも可。愛知教育大卒。

(3)　副支部長（校務）は、できるだけ愛知教育大卒で、50年次～55年次ぐらいまでの中から。このポストが最も苦労する。

(4)　会計は、できるだけ青年部教懇で活躍している人。

(5)　会計監査は、一人は前年度会計。もう一人は、校務主任の中から、愛知教育大卒以外で。

(6)　青年部長は、前年度副部長。副部長は、青年部長や青年部教懇長に事前に聞いておくと良い。青年部教懇によく出席してくれる人が良い。愛知教育大卒。
　理想は現在4年目の人だが、7年目や8年目から選んでも良い。

(7)　女性部長は、前年度副部長。副部長は、区女性校長先生に相談する。
　5月のあいさつの時に、事前に依頼しておいた。97年度は、[redacted]中学の[redacted]校長先生を頼った。

(8)　教文部長は、愛知教育大卒。支部長が栄転し、教懇長ができない場合は、本部と連絡をとり、前年度教文部長が教懇長となる。

㊙ 1998年度 支部役員候補者名簿

支部長	[redacted]	[redacted]中	49	愛教大卒	97副支部長
副支部長（教務）	[redacted]	[redacted]小	52	愛教大卒	
副支部長（校務）	[redacted]	[redacted]小	53	愛教大卒	
教文部長	[redacted]	[redacted]小	50	愛教大卒	
会計委員	[redacted]	[redacted]小	63	愛教大卒	
会計監査（校務）	[redacted]	[redacted]中	52	東京教大卒	
会計監査	[redacted]	[redacted]小	62	愛教大卒	97会計委員　96青年部長
青年部長	[redacted]	[redacted]小	5	愛教大卒	97副青年部長
女性部長	[redacted]	[redacted]小	56	愛教大卒	97副女性部長
副青年部長	[redacted]	[redacted]小	6	愛教大卒	
副女性部長	[redacted]	[redacted]中	57	愛教大卒	

1998年度 中川支部役員候補予定者（案）

（○印8人：1月立候補予定）

役職	氏名	校名	年次	備考
○ 支部長	[redacted]	[redacted]中	49	97　副支部長
○ 副支部長（教務）	[redacted]	[redacted]小	52	
○ 副支部長（校務）	[redacted]	[redacted]小	53	
○ 会計委員	[redacted]	[redacted]小	63	
○ 会計監査	[redacted]	[redacted]小	62	97　会計委員
○ 会計監査（校務）	[redacted]	[redacted]中	52	
○ 青年部長	[redacted]	[redacted]小	5	97　副青年部長
※ 副部長	[redacted]	[redacted]小	6	
○ 女性部長	[redacted]	[redacted]小	56	97　副女性部長
※ 副部長	[redacted]	[redacted]中	57	

※ 教文部長	[redacted]	[redacted]小	50	

平成9年12月12日（金）までに校長先生の内諾を得る。

平成10年1月21日（水）支部役選公示

平成10年1月27日（火）立候補締め切り

平成10年2月　5日（木）投票・開票

同類意識は強固となる。それゆえに求心力と忠誠心が求められ、「教懇」の場における働きが評価の対象となる。「青年部長は……青年部教懇によく出席してくれる人がよい」などはそれを表している。「教懇」は出入り自由の「会」ではなく、消すことができない出自によって認証された者たちの学閥の別称である。

「教文部長」は組合支部の役職名ではない。支部内における専門部的な役柄であり、組織部長・厚生部長・調査部長など何種類かの一つである。それらは年度初めに各分会から選出された分会長の会議で新支部長から委嘱の形でとある分会長に委ねられる。教文部長は組合活動の一つの柱である教育研究活動つまり「組合教研」の取りまとめ役をするという役柄である。「文書」には、「教文部長は、愛知教育大卒。支部長が栄転し、教懇長ができない場合は、本部と連絡をとり、前年度教文部長が教懇長となる」と記述されている。前年に支部長をしたものが、「教懇長」を務め「教文部長」にも就くというものである。次年度の委嘱事項であるにもかかわらず、前年秋に決めているのである。名古屋市教委に直轄化された教務主任ポストと、前支部長という組合ポストと、「教懇長」という学閥内の地位という三位一体化したものが「教文部長」である。区内の「学閥」組織では、教諭職の筆頭がこれだということになる。

「支部長が栄転し」という文言が出てくる。本部など組合役職への転任ではない、教頭への昇任である。もとより「労働組合」の発想は無い。

「女性部長」欄には、驚くべき記述がある。次年度の候補者は「今年度の副部長」とはありうる筋立てだが、「副部長は、区女性校長先生に相談する」とある。事前に副部長を決めておいて、その副部長は区内の女性校長に相談するのである。「５月のあいさつの時に、事前に依頼しておいた。」「97 年度は、供米田中学のＫ（実名）先生を頼った」としている。99 年度の婦人部長を、２年前の 97 年 5 月に、同性校長を「頼り」「相談して」決めておいたのである。ここまでくると、内部文書のマル秘解説書とはいえ、組合の名が廃るというものである。

◆プラス３名の「準役員」

「文書」の「基本方針」のあとに、1998 年度の支部役員候補者名簿がある。選出対象は８名であるにもかかわらず、11 名の名が連なっている。プラス３名は副青年部長と副女性部長であり、教文部長である。それぞれ支部の役員ではないので、青年部女性部ともに 4 月各職場で青年・女性の中で選出されるものであるが、前年度の秋に職場外からの「ご指名」がかかっているのである。教文部長は役員選挙では選出しないポストであるにもかかわらず副支部長会計委員の行の間に記載していることも興味深い。これが「学閥」組織の組合担当「役員」である。

◆「年次」がものいう閥組織

候補者名簿の氏名の横に勤務校、それから 49、52、53 などと数字が並んでいる。年齢とおぼしきや、別表の欄の上部に「年次」と記載されている。出身大学の卒業年

次である。年次で人物を位置づけるのは、閥組織のならいである。支部の役員ポストそのものを年次で見るということは、学閥組織による「私物化」の証左である。出身大学は１人を除いて全員が「愛教大卒」である。組合役員候補者名簿に年齢ではなく卒業年次、そして出身大学名の「名簿」を作成し、さてどこに提出するのであろうか。提出先が気になるところである。少なくとも一般組合員に向けたものではないはずだ。

◆前年12月までに「校長先生の内諾を得る」

「文書」後段、支部役員予定者 11 名の一覧表の下に、次の一行がある。「平成 9 年 12 月 12 日（金）までに校長先生の内諾を得る。」先の女性部長でも同様ではあるが、各 11 名がそれぞれの校長に次年度組合支部役員になることの「内諾」を得るのである。事前承認である。これではまともな組合の活動は成り立たない、闘わないことを宣誓しているようなものである。組合としての独立すらない。

特定大学卒の学閥をベースとして、順送りの役員人事体制をつくり、組合員よりも何よりも組合活動の相手方となる校長の了解をまずもって取り付けることを先決としている。そのような組合で、学校内外で巻き起こる諸問題の解決や、権利が侵された教員や困難を抱えた教員を守るという組合本来の役割を果たすことができるであろうか。

教職員間で「組合は出世の手段」「組合役員経験者は出世が早い」とまことしやかに語られる。事実その通りである。本部役員を経たもので、生涯ヒラの教諭職で通したものはどれほどであろうか。まず無いといってよい。本部役員を経たものは真っ先に昇任し、また市教委中枢の要職を占めていく。この中川区のように、ふだん組合とは縁がなかった教員が、１年２年と支部役員に突然立候補して役柄をこなしていく。組合活動といっても支部独自のことはほとんど無くて本部からの伝達と集約作業である。支部役員本人が「お勤め」と語っている。「お勤め」しなければ次のステップに差し支えるからである。それが終われば、「栄進」が待っているのである。

教職員組合は地方公務員法第 52 条職員団体にあたる。労働法の労働三法は完全には保障されてはいないが、組合としての「団結権」を行使し、地公法第 55 条の「交渉」の一方の当事者ともなる。校長は、各学校における管理者であり、交渉では「当局」に相当する。現在の教育現場の諸矛盾や課題は大きく多方面にわたっていて、支部、分会職場段階においても問題点はいくらでもある。支部の役員が区の校長会や一校長を相手に「交渉」すべきことも当然出てくる。要求をぶつけていく相手側に向かって役員の人選の相談をし頼るようでは、「組合活動」を成り立たせることはできない。まして、それが「基本方針」では、組合の体質や運動がどんなものになっていくか火を見るより明らかである。

◆中川支部役員それからの10年

現在、この「文書」から 10 年を過ぎようとしている。

1998 年度名教組中川支部の８名の役員は、組合役職を経た後、どのような経歴を重ねていったのであろうか。教員としての教育的な業績は脇に置き、教職員のポストである昇任歴を追ってみた。

支部段階ではあるが、教員組合の役員であった者は確かに着実に昇任していっている。支部長・副支部長３人はいずれも 2008 年 4 月、支部長は校長、副支部長 1 人も校長、もう 1 人が教頭に昇任している。先の表からすれば、早いとはいえないものの、着実な昇任である。98 年には支部役員を退いて「教文部長」であった者は、00 年には一足先に教頭に昇任し、先んじて校長に昇任している。会計委員をしていた者は、50 代半ばにしての教務主任となっている。こちらは「遅い」という特異な事例である。

10 年の年次の開きがある会計監査２人は対照的である。30 代中程で務めた学閥出身者は 30 代の終わりには教務主任となり、40 代前半で教頭に昇任している。もう 1 人の学閥外の者は 40 代半ばで会計監査をしたものの、その後も一般教員のままである。女性部長は教務主任の職にある。

1998 年、支部長と副支部長というポストを務めた 2 人は、中川区で教務主任を続け 2001 年同時に教頭に昇任し、08 年にも同時に校長に昇任している。

支部役員を経歴した者の多くはさっさと組合を「卒業」してしまっている。

◆日教組・愛教組の顔と学閥組織

組合役員選挙が近づくと、学閥組織の中で人を募り、校長会を頼って了解を取り付け、支部（区）内で予定した人的配置をする。カモフラージュ的に 1 人は学閥外から組み入れて「利用」する。支部長・副支部長は教務主任という校内分掌と掛け持ちしながら、１年または２年の、組合的「お勤め」をする。そうしてその時期が過ぎたら、順送りで組合を去っていく。その後の昇任を待つシステムが支部（区）段階から見事にできあがっているのである。

愛教組・名教組の上部組織は天下にその名を知らしめた「日教組」である。戦後の教育を語るとき、文部省（文科省）と激しい政策論争や権利闘争・弾圧を経て対峙してきた栄えある日教組の歴史を抜きに語ることはできない。日教組にはその伝統と自負があった。愛教組はこの日教組を、100 %に近い組織率で、数と財政力をもって支えてきたのは事実ある。しかし、日教組の看板を掲げ、方針は勇ましいものでありながら、愛知県という県段階では最初から妥協と後退を繰り返してきたのもこれもまた事実である。2006 年教育基本法改悪の際、日教組傘下では組織をあげて闘った組合がある中で、愛教組はただただ「傍観」している教員組合であった。その後の「教育構造改革」の流れの中でも抵抗や対抗策を示すこともないままに今日に至っている。犬山市が全国唯一「学力テスト」を実施しない市町村という全国注視の事態になっても、一言も発しないのが愛教組である。それというのも、本部も支部も学閥が根がベースにあって、昇任を前提とした組合役員の順送りシステムにしか機能していない組合組織であるからだ。形としての組合、ポーズとしての組合活動、当局との内通・癒着が前提となっている。中川区の「マル秘文書」はその内実をあからさまに見せてく

れた。この病巣の根は深く、強固である。

（三浦明夫・中村茂喜）

おわりに

『人間と教育』およびあいち民研年報に計 4 回にわたり掲載した「愛知の学閥問題」に関するシリーズをこれで閉じることにする。愛知では、学閥が教育構造の深層部にまで支配を及ぼし愛知の教育に大きな影響を与えていることが解明できたと思う。

しかし本連載では、当然のことではあるが事実に基づく記述に心がけたため、「学閥支配の実態はこの程度ではない」という声も聞こえてきそうである。

「教育への権利部会」では、今後さらに検討を加え、学閥問題を解決するための「提言」を行いたいと考えている。読者の皆さまのご助言、ご協力をお願いする。

［本連載の検討に参加した会員］

大橋基博、榊　達雄、中村茂喜、早川教示、半谷弘男、三浦明夫、山口　正、山田隆幸

［初出］

はじめに、一、二　・・・『人間と教育』53 号、2007 年 3 月

三、四・・・同上　56 号、2007 年 12 月

五、六・・・同上　57 号、2008 年 3 月

七・・・『あいちの子育てと教育と文化 2008』あいち県民教育研究所年報第 16 号、2008 年 6 月

（なお、本冊子に収録するにあたり一部記述を改めた。）

あいち民研

教育の見えざる構図

ー愛知の学閥支配の実態ー

2008年10月25日　発行
発行者：あいち県民教育研究所・教育への権利部会